中百舌鳥キャンパス～杉本キャンパス間の
光ファイバ回線利用契約
調達仕様書

公立大学法人大阪

1　本業務の背景と目的

2019 年 4 月設立の公立大学法人大阪（以下、法人という。）は、大阪府立大学（以下、府大という。）と大阪市立大学（以下、市大という。）（以下「両大学」）において、経営の一元化とガバナンスの強化を図り、両大学の改革及び資源の効果的な活用を進めるとともに、2022 年 4 月に、両大学の大学統合（以下「新大学設置」）を予定しており、現在基盤システム・ネットワーク、教務事務システム等の構築を進めているところである。

本調達では、新大学設置に向けた各種システム構築に備え、両大学の主要キャンパスである府大中百舌鳥キャンパスと市大杉本キャンパス間の通信量が増加することが予想されるため、両区間を接続するネットワーク（以下「キャンパス間ネットワーク」）の増強を目的としている。

2　調達範囲

下表を対象に、ネットワークを提供すること（配線、各種調整等を含む）。

表 2-1　調達ネットワークの概要

対象拠点(キャンパス)区間	仕様概要
中百舌鳥キャンパス ～杉本キャンパス	・芯線数：2 芯×2 条 ・光ファイバ種類： シングルモードダークファイバ（SM）

3　スケジュール

（1）導入スケジュール

現時点の導入スケジュールについては下表を想定している。

表 3-1　導入スケジュール（案）

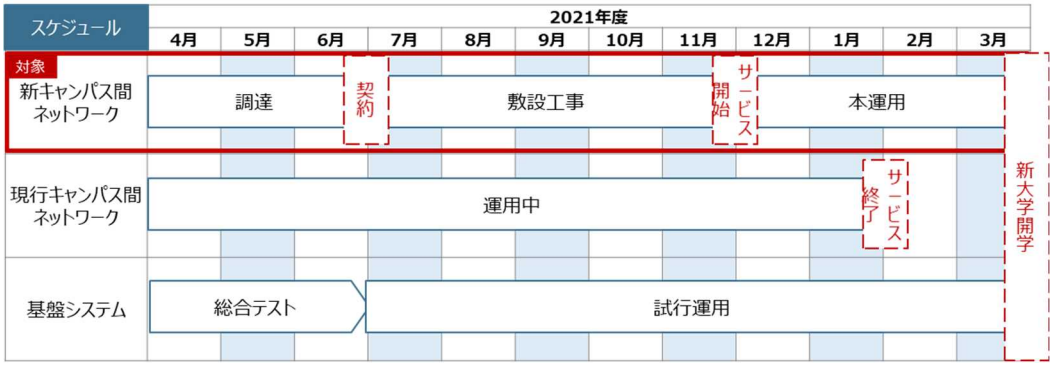

（２）サービス提供期間

サービス提供期間は令和３年 12 月から令和９年３月までとする。

なお、サービス提供期間の延長は１ヶ月単位でできること。サービス提供期間を延長する場合もサービス提供に係る費用は従来の月額単価以下とすること。

４　サービス要件

（１）責任分界

ONU までの配線区間を受注者の責任範囲とする。なお、法人にて整備する ONU と受注者にて提供する屋内用光ファイバの接続は法人にて実施する。

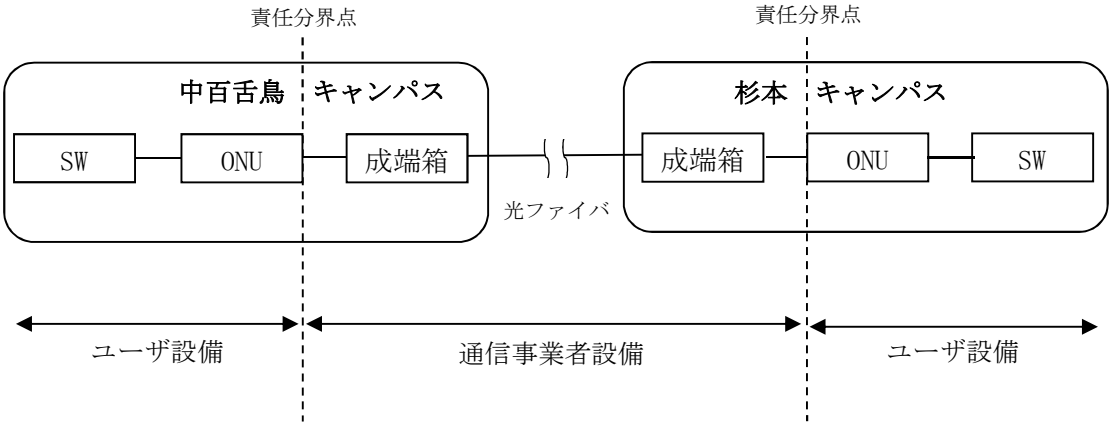

（２）光ファイバ区間：

区　間	
(自)	(至)
大阪府立大学　中百舌鳥キャンパス （大阪府堺市中区学園町１－1） 学術情報センター3Ｆ 主計算機室	大阪市立大学　杉本キャンパス （大阪府大阪市住吉区杉本 3-3-138） 学術情報総合センター8Ｆ 計算機室

（３）芯線数：２芯×２条

（４）光ファイバの性能：

１）光ファイバ種類：シングルモードダークファイバ（SM）

２）本光ファイバは両端に法人にて整備する ONU を接続の上、40Gbps 帯域として利用する想定である。本利用想定を実現するため、光ファイバは波長が 1550nm において伝送損失が 20dB 以下となるように構成すること。

３）拠点間のルートについては原則別ルートにて構成すること。また、引込点から提供建屋までも原則別ルート別ケーブルで構成すること。

（５）設置条件

１）インターフェース：SC コネクタ

２）引込先成端箱の設置場所

a）中百舌鳥キャンパス

学術情報センター3Ｆ　スタッフ室

b）杉本キャンパス

学術情報総合センター8Ｆ　計算機室（成端箱①）

※学術情報総合センター地下４Ｆ　PBX・DOX 室（成端箱②）を経由することも可

３）概算ケーブル長

a）中百舌鳥キャンパス

最寄りの引込点～成端箱　　：約 470m

成端箱～ONU　　：約 20m

b）杉本キャンパス

最寄りの引込点～成端箱①　　：約 280m

※最寄りの引込点～成端箱②　：約 110m

最寄りの成端箱②～成端箱①：約 170m

成端箱①～ONU　　：約 50m

※ケーブル長は過去の調査時点のものであるため、現地調査等により受注者自ら確認すること。

４）光ファイバの引き込み

a）中百舌鳥キャンパス

法人が指定するキャンパス内管路より入線すること。

b）杉本キャンパス

法人が指定するキャンパス内管路より入線すること。

５　導入時の対応

１）導入時の対応として、通信サービスの設計、敷設工事作業（事前調査、光ケーブル敷設の宅内工事等）、付帯工事作業（壁・天井の貫通、ダクト・モールの新設等）を受注者で実施すること。

２）作業に際しては、事前に法人との日程調整を行うとともに、作業予定は、法人の予

定に合わせ計画し、極力短時間で実施できるように配慮すること。なお、各拠点への工事については、必要に応じて現地下見を行うこと。

3）作業に際しては、法人職員の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。

4）拠点ごとの敷設工事と合わせて当該区間の疎通試験を実施すること。また、基盤ネットワークシステム構築事業者にて実施する疎通試験の結果、法人ネットワーク機器に対する設定変更等の必要が生じた場合には、基盤ネットワークシステム構築事業者と協力し、助言等の技術サポートを実施すること。

5）法人、基盤ネットワークシステム構築事業者からの問合せ、打合せ等に対応すること。

6）本契約に係る作業において、仮設、移設したものは現状どおりに復旧すること。

6　障害時の対応

1）光ファイバ区間を含む障害に伴う一次切り分けは法人側で実施する。

2）導入する光ファイバを利用するネットワークサービスは24時間運転を前提としている。光ファイバの障害発生時には、休日、祝日、夜間等にも迅速な対応ができる保守体制が確立されていること。

3）障害受付窓口が24時間365日対応していること。

4）光ファイバの障害が発生した場合、迅速（原則として通報後1時間以内）に適切な対応を開始し、復旧措置を取れること。

7　その他

1）光ファイバ設置等の際は、法人施設に損傷を与えないよう十分な注意をすること。

2）光ファイバ設置等の際は、事前に法人と十分協議の上、実施すること。また、安全管理には特に注意すること。

3）法人が光ファイバの仕様変更を申し出た場合は、必要な機器等の設置にも対応するものとし、変更契約金額は協議のうえ決定すること。

4）設置した機器等は受注者負担とするが、法人の故意又は過失による損傷については、発注者の負担とする。

5）機器等の設置がある場合、賃借期間終了後の機器等の撤去に関わる作業と費用は受注者の負担で行うこと。

6）本仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は受注者と法人が双方協議してこれを決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。